

千葉市要援護高齢者等日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の要援護高齢者、ひとり暮らし高齢者（以下「要援護高齢者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 要援護高齢者 寝たきり、認知症、虚弱又は精神上の障害のため、日常生活を営むのに支障がある高齢者をいう。
- (2) ひとり暮らし高齢者 同居人を持たないで生活している高齢者をいう。
- (3) 低所得 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による被支援給付世帯（単給世帯を含む）又は市民税所得割非課税世帯（市民税非課税世帯を含む）をいう。

(用具の種目等)

第3条 給付の対象となる用具は、別表1の「種目」欄に掲げるもので、かつ「性能」欄に掲げる性能を有するものとする。

(給付の対象者)

第4条 用具の給付の対象者は、市内に住所を有する在宅の要援護高齢者等で、別表1の「対象者」欄に掲げる者とする。

2 この要綱の規定に基づき既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、前回の給付決定日より別表1に掲げる耐用年数を経過していない場合は、前項の規定に関わらず、対象者の要件を満たさないものとする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合で、その原因が対象者の責に帰すべき事由によらないときは、この限りではない。

(申請)

第5条 用具の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、要援護高齢者等日常生活用具給付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 調査同意書（様式第1号の2）
対象者と同一の世帯員がいる場合に提出するものとする。なお、世帯分離は同一世帯とみなすものとする。
- (2) 用具の見積書
- (3) 用具のカタログ（写し可）
- (4) 消防局発行の設置指導書（用具の種目が火災警報器の場合）
- (5) その他、市長が必要と認める書類

(決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受領したときは、その内容を審査し、給付の決定又は却下

について要援護高齢者等日常生活用具給付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、給付を決定した者に対し要援護高齢者等日常生活用具給付引換券（様式第3号。以下「引換券」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により給付を決定したときは、その旨を市長の指定する納入業者（以下「納入業者」という。）に通知するものとする。

（利用者負担額等）

第7条 前条の規定により給付の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、給付される用具の価格が別表1の基準額を超える場合は、基準額との差額（以下「利用者負担額」という。）を負担するものとする。

- 2 利用者は、用具が納入された日に利用者負担額を直接納入業者に支払うものとする。

- 3 利用者は、当該用具の納入と引換えに引換券を当該納入業者に渡すものとする。

（費用の請求）

第8条 納入業者は、利用者に用具を納入したときは、引換券を添えて、別表1の基準額と用具の価格とのいずれか低い額から利用者負担額を控除した額を市長に請求するものとする。

（譲渡等の禁止）

第9条 利用者は、用具をその目的以外に使用し、譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供してはならない。

（給付決定の取消）

第10条 市長は、利用者が前条の規定に反して用具を譲渡し、交換し、転貸し、若しくは担保に供したとき、又は、虚偽その他不正な手段により用具の給付の決定若しくは給付を受けたときは、その決定を取り消し、用具を返還させるとともに、給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により給付の決定を取り消したときは、要援護高齢者等日常生活用具給付取消通知書（様式第4号）を当該申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、給付の決定を取り消したときは、その旨を納入業者へ通知するものとする。

（台帳の作成）

第11条 市長は、用具の給付状況を明確にするため要援護高齢者等日常生活用具給付台帳（様式第5号）を整備するものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 千葉市老人日常生活用具貸与等事業実施要綱（昭和58年10月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱による廃止前の千葉市老人日常生活用具貸与等事業実施要綱第6条の規定により貸与されていた特殊寝台、老人福祉電話（緊急通報装置付）及び空気調節器については、この要綱の相当規定により給付し、又は貸与されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市ねたきり老人等日常生活用具給付等事業実施要綱第7条の規定は、平成6年4月1日以前に給付等が行われた緊急通報装置についても適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1

区分	種 目	耐用年数	対 象 者	性 能	基 準 額
給付	電磁調理器	6年	おおむね65歳以上の低所得であって、心身機能低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等	電磁による調理器であって高齢者が容易に使用し得るものであること	19,000円
	火災警報器	10年	おおむね65歳以上の低所得のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること	機器代金 7,000円× 設置必要台数 出張料 5,000円 取付料 500円× 設置必要台数
	自動消火器	8年	同 上	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し初期火災を消し得るものであること	28,700円 (設置費用を含む)
	シルバーカー	10年	65歳以上の低所得であって、下肢の不自由な高齢者	高齢者の身体状況を十分踏まえ、必要な強度とブレーキの付いた安定性のある四輪の手押し車	25,000円

備考1 設置必要台数は、千葉市火災予防条例（昭和32年千葉市条例第1号）

第29条の3に規定する設置基準によるものとする。

備考2 火災警報器の耐用年数について、給付決定日が平成29年3月31日以前の場合、8年として取り扱うものとする。